

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
490	母子保健事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和3年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	<p>幸田町は母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の母子保健に関する事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理、又は、その届け出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の保健指導又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理、又は、その届け出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨母子保健事業実施状況の集計等、各種統計の作成に関する事務</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、幸田町は、母子保健に関する事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の49項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】56の2の項、及び69の2の項 【情報照会】69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町健康福祉部健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1項番49	番号法第9条第1項、別表第1の49項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	事後による見直し
平成28年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報照会の根拠) 照会しない (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第2の56の2項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条(妊娠の届出に関すること)	事後	事後による見直し
平成28年12月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成26年11月28日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成26年11月28日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 藪田芳秀	課長 夏目守雄	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成28年11月24日時点	平成29年9月4日時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成28年12月16日時点	平成29年10月31日時点	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成29年9月4日時点	平成30年11月7日時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計算か	平成29年10月31日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載の追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年3月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 夏目守雄	課長 金澤一徳	事後	
令和2年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	平成30年11月7日時点	令和1年12月6日時点	事後	
令和2年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	平成30年10月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。番号制度においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勸奨、妊娠届出の受理及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導及び診察を受けることの勸奨、低体重児の届出及びその審査、未熟児の訪問指導の実施に係る事務を行う。	幸田町は母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を以下の母子保健に関する事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勸奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勸奨に関する事務 ④妊娠届出の受理、又は、その届け出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の保健指導又は健康診査を受けることの勸奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理、又は、その届け出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨母子保健事業実施状況の集計等、各種統計の作成に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、幸田町は、母子保健に関する事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事前	
令和2年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、中間サーバー	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 照会しない (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第2の56の2項、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条(妊娠の届出に関すること)	・番号法第19条第7号及び別表第二 【情報提供】56の2の項、及び69の2の項 【情報照会】69の2の項	事前	
令和2年12月25日	公表日	令和2年3月30日	令和3年1月29日	事前	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計算か	1,000人以上1万人未満 令和1年12月6日時点	1万人以上10万人未満 令和2年7月10日時点	事後	
令和2年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	令和1月10月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 金澤一徳	課長	事後	